

令和5年(ハ)第6号 損害賠償請求事件

原告 高野 邦夫

被告 福永 孝

## 答 弁 書

令和5年9月12日

庄原簡易裁判所 御中

〒730-0012 広島市中区上八丁堀5番5号(1階)

福永宏・福永孝 法律事務所(送達場所)

被告本人 弁護士 福 永 孝



電 話 082-228-7791

FAX 082-228-7596

### 第1 移送の申立(本案前の答弁)

- 1 本件訴訟を広島地方裁判所三次支部へ移送するとの決定を求める。
- 2 本件における原告の請求は、概要、別訴(第一審:庄原簡易裁判所 平成29年(ハ)第14号 損害賠償請求事件 原告・本訴原告、被告・広島県、控訴審:広島地方裁判所 平成30年(レ)第12号 控訴人・本訴原告、被控訴人・広島県、上告審:広島高等裁判所 平成30年(ツ)第16号 上告人・本訴原告、被上告人・広島県(以下「本件別訴」という。))において、被告が、広島県の代理人として証拠提出した甲3号証の庄原警察署作成の送致番号簿の記載の内容が虚偽であり、本件別訴の広島県の代理人であった被告が内容虚偽の甲3号証に基づき主張したことが不法行為であるというにあると考えられる。

この点、原告自身、甲3号証が庄原警察署の作成物であることは認めており、警察が虚偽公文書を作成し、それを民事訴訟に提出したか否かが争点になるので、社会的影響の大きい上に、弁護士である代理人の訴訟行為を違法としている点で、法的に複雑な争点が問題となっている事案であるから、地方裁判所において慎重に審理されるべきである。

第2 請求の趣旨に対する答弁（本案に対する答弁）

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。  
との裁判を求める。

第3 請求の原因に対する答弁

- 1 全て否認ないし争う。
- 2 本件における原告の請求は、①本件別訴（乙1～3）において、被告が、広島県の代理人として証拠提出した甲3号証の庄原警察署作成の送致番号簿の記載の内容が虚偽であり、本件別訴の広島県の代理人であった被告が内容虚偽の甲3号証に基づき主張を行ったことが違法である、②原告の被害者調書に「嚴重なる処罰を求めます」旨の記載があるから、本件別訴の基礎となった傷害事件（以下「本件刑事事件」という。）は始めから「告訴事件」であり、刑事訴訟法第242条の手続によらなければならなかったのに告訴事件として処理されていないから違法である、③本件刑事事件について、牛尾副検事は原告から事情聴取を全く行わず、庄原警察署からの通常送致に合致するように処分を決定しているから違法である、というものである。
- 3 まず、③については、被告が全く関与できない副検事の捜査方針・捜査方法の問題であるから、被告が責任を負う理由は全くなく、一見して主張自体失当である。
- 4 次に、①については、本件請求についての立証責任は原告にあるところ、本件別訴において、被告が、広島県の代理人として証拠提出した甲3号証の庄原警察署作成の送致番号簿の記載の内容が虚偽であることの立証は何らなされていない。甲3号証の内容は事実であるから（甲3号証には、そもそも本件刑事事件が告訴事件か否かについて何ら記載はなく、罪名、被疑者名等及び本件刑事事件が庄原区検察庁に6月9日に送致されたことしか記載がなく、記載内容はいずれも事実である。）、原告の請求は認められない。

また、本件別訴については、乙1及び2の判決書記載のとおり、広島県の代理人は被告だけでなく、広島県警の担当者が指定代理人となっているのであり、被告は、打ち合わせにおいて、指定代理人らから提示された庄原警察署作成の送致番号簿（甲3）を見て、全く不審な点がないことから提出し、それに基づいて主張を行ったのであり、被告の代理人としての行為に何ら違法性や過失は存在しない。

なお、原告が本件別訴について最初に訴状を提出したのが平成29年7月18日（乙4）、被告が本件別訴の民事訴訟の代理人となったのは平成29年8月10日であ

り（乙5）、いずれも本件刑事事件が庄原警察署から庄原区検察庁に送致された平成29年6月9日より後であるから（乙2 p 6）、被告の本件別訴での訴訟行為により、本件刑事事件が告訴事件としてではなく通常送致された事実など認められるはずもない（訴状第三の3（訂正後）に対する反論）。

5 次に、②については、本件別訴の主たる争点であったもので、確定判決記載のとおり、原告の被害者調書に「嚴重なる処罰を求めます」旨の記載があっても告訴意思があると認めることはできないから、この時点で原告により告訴があったとは認められず、本件刑事事件を告訴事件として処理しなかったことに違法性がなかったことは裁判上明確となっており（乙1～3、特に乙2 p 7、8参照）、原告の請求は蒸し返しにすぎないため、直ちに棄却されなければならない。

なお、ある刑事事件を告訴事件として扱うか否かについては、警察あるいは検察官の専権に属する問題であり、被告が関与できる問題ではなく、その点からも被告が責任を負わないことも明白である。

#### 第4 その他

本答弁書については擬制陳述の取扱いを求める。

また、被告は、本案に関する答弁として、事件の背景を説明するために詳細な主張を一応行ったが、本書第3の4のとおり、原告の全ての主張の前提である、被告が広島県の代理人として証拠提出した甲3号証の庄原警察署作成の送致番号簿の記載の内容が虚偽であるという点については何ら立証されていないことは明かであり、被告は同送致番号簿の記載が虚偽であることは否認すれば足りるのであるから、これ以上の審理は必要がなく、被告は、本件裁判について出頭の必要を認めない。

以上